

居宅介護支援 重要事項説明書

ペアレント・ホームケア

親 おもい

居宅介護支援・重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1・当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話： 047-496-0127 (9時より17時まで)

担当 金子 貴子

ご不明な点は、なんでもご相談ください。

2・ペアレント・ホームケア親おmoi居宅介護支援事業所の概要

① 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名 有限会社ペアレント・ホームケア親おmoi

所在地 船橋市薬円台6-11-11

事業所番号 千葉県1270902438号

提供地域 船橋市・習志野市・市川市・八千代市・鎌ヶ谷市
千葉市

② 事業所の職員体制

管 理 者	資 格	常勤	非常勤
	介護福祉士	1	

		常勤	常勤兼務	非常勤
介護支援専門員	介護支援専門員	1	3	3

③ 営業時間

月曜日～土曜日 (午前9:00～午後6:00まで)

日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

盆休日 (8月12日～8月16日)

緊急連絡先 090-5409-0724 佐藤和子

5・サービスの利用方法

①・サービス利用の開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

②・サービスの終了

1.利用者さまのご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出されればいつでも解約できます。

2. 当事業の都合でサービスを終了する場合

人員不足などのやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅支援事業者をご紹介します。

3.自動終了

以下の場合、双方の通知が無くとも、自動的にサービスを終了いたします。

利用者が介護保険施設に入所した場合

利用者が要介護認定が、非該当(自立)と認定された場合

利用者が死亡した場合

4.その他

利用者やご家族などが当社や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を終了しがたい程の背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合もあります。

6・当事業所の居宅介護支援の特徴等

運営の方針

当事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活全般にわたる支援及び心温まる安らぎと癒しのある暮らしをサポートいたします。

つねに利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることのないよう、公平、中立で行います。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りとする。

当事業所は、介護支援専門員の質の向上を図るため研修を定期的に行います。

当事業所は、居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者又は家族に対し運営規定の概要、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

居宅介護支援の実施概要

居宅ガイドライン方式及び自主方式

利用者のニーズを科学的に分析して、それに基づいて状態の改善や悪化の予防を目標に設定し、それを管理するためのケアプランとしての特徴をもっている。

7. 虐待の防止について

利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防磁するために、つぎに掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 佐藤幸子

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備しています。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について 職員に周知徹底を図っています。

(4) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。

8. 感染症発生時等の対応について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所において感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

(2) 事業所において感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに職員に徹底を図っています。

(3) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

9. 業務継続計画の策定について

事業所において感染症や災害の発生において、利用者にたいする指定居宅介護支援の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従って措置を講じています。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な措置を講じます。研修及び訓練を定期的実施しています。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

10. サービス利用にあたっての禁止事項について

(1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。

(3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

(令和7年4月1日現在)

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護			28 %
通所介護			19 %
地域密着通所介護			15 %
福祉用具貸与			36 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護

① 親おもい			59 %
② ケアリッツ前原			9 %
③ ソラスト薬園台			9 %

通所介護

① ソラスト薬園台			20 %
② ツクイ船橋駿河			20 %
③ あおぞらの里薬円台			13 %

地域密着通所介護

① 星の子船橋			25 %
② オレンジwan			16 %
③ マザーリーフ薬園台			8 %

福祉用具貸与

① 親おもい			64 %
② 日本パムコ			7 %
③ スペースケア			7 %

サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申出下さい
調査（課題把握）の方法		居宅ガイドライン及び自主方式
介護支援専門員への研修の実施	○	年4回実施
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中で利用者のご都合で解約 した場合の解約料	×	いつでも解約できます 料金はかかりません
その他		

11・サービス内容に関する苦情

当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当:お客様担当課 047-496-0127

12・当事業所の概要

名 称 有限会社ペアレント・ホームケア親おmoi
所在地 船橋市薬円台6-11-11
電 話 047-496-0127
代表者 佐 藤 幸 子

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 有限会社ペアレント・ホームケア親おmoi 印
所在地 船橋市薬円台6-11-11
説明者 金子 貴子 印

私は、契約書及び書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事情の説明を受けました。

住所
利用者 印

住所
代理人 印